

なくす会ニュースレター

330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5

Tel048-844-8972

Fax048-829-7444

nakusukai.01@saitama-k.com



注意喚起

知っておきたい「ダークパターン」。意図せぬ買い物被害、年1兆円超！

『一回きりの購入のはずが定期購入になっていた』『解約画面が見当たらない』『根拠がよくわからない口コミで魅力的に見せる広告』などダークパターンを駆使する事業者が多々存在しており、誠実な企業が消費者から正しく評価されず、消費者被害が拡大するという悪循環が起きています。

20歳以上の男女500人を対象に行ったアンケートによると、約3割が金銭的な被害に遭っており、ダークパターンによる被害額は1兆円を超えると試算されています。



ダークパターン対策協会
ダークパターン啓発動画より

ダークパターンとは？

「ダークパターン (dark pattern)」とは、利用者の意思に反して、製品・サービス購入や定期課金、過剰な個人情報の提供や第三者開示など、事業者により利便性や誘導性のあるウェブやアプリ上の設計手法のことです。

インターネット上では、一見魅力的に見える商品やサービスの案内が、実は消費者を意図的に誤解させたり、不利な条件に誘導したりするように設計されている場合があります。

ダークパターンの主な例

行為の強制 必須であると偽り会員登録させるなど

インターフェース干渉 虚偽の高値に対して割引した値段を表示するなど

執拗な繰り返し 通知や位置追跡機能を有効にするようにしつこく要求するなど

妨害 サービス登録の容易さに比べて、解約を困難にするなど

こっそり 購入直前に手数料表示(下記①)、1回限りの購入に見せかけて定期購入契約

社会的証明 今現在〇人のユーザーが見ています、嘘のお客様の声を表示するなど(下記②)

緊急性 割引期間の終了をカウントダウンタイマー、在庫が残り僅かと表示するなど(下記③)

①

ご購入の手続き

	数量	価格
ドラム式洗濯機	1	¥288,000 (税込)
送料	1	無料
基本設置料金	1	¥1,000 (税込)

確認

■小計 (税込)
¥288,000

■送料 (税込)
無料

■基本設置料金 (税込)
¥1,000

■合計 (税込)
¥289,000

②

予約する

現在 **12** 人の方が
このホテルを閲覧して
います

③

購入する

! 在庫残り僅か

「一般社団法人 ダークパターン対策協会」<https://www.ndda.net/>
認定マークを普及させることでダークパターンを排除することを目的とし
2025年10月より健全なサイトの認定制度を開始。



注意喚起

「過払い金返金」ってどんなカラクリなの？ 内部学習会を実施しました

【過払い金返金に関する疑問】

その1 過払い金、ショッピングで使ったクレジットカードでも返金が可能だと読めるけど、実際は？

その2 司法書士法人がこのような広告を出す目的は何？

その3 「自分もこんなに戻ってくる」と誤解する消費者がいるのでは？



古久根章典さん
(司法書士)

【教えて、古久根先生！ 過払い金返金のしくみについて学びました】

活動委員会(※)で内部学習会を実施し、「債務整理とは何か」と題して、古久根章典さんから「過払い金とは」「貸金業法の改正」「広告の問題点」について学びました。

【過払い金返金のしくみ】

- 過払い金は貸金業法でグレーゾーン金利が認められていた頃から、分割で返済をしていた人のみが対象。制限金利は年15～20%（10万円超～100万円までは年18%）だが、2006年の貸金業法改正前は、最高で年29.2%で貸し付けていた。この15～20%と29.2%の間がグレーゾーン金利と呼ばれている。
- 貸金業法が改正され、グレーゾーン金利が廃止されると、払いすぎた利息分が過払い金として返金できるようになった。
- 貸金業法の改正が全面施行された2010年以降初めて借り入れした人は、過払い金は発生しない。



【広告の問題点】

- YouTubeなどで流れてくる一部広告は、「国が認めた借金救済制度があります」「生年月日により特別扱いされるかのような記載」「全額免除または大幅減額の可能性があります」など、いかにも行政が特別に認めている借金救済制度があるかのように勧誘しており、過払い金の返金に関する内容としては誤解を与える記載があり、問題が大きい。正しい広告か否かを消費者が判断するのは難しい。
- 現状、過払い金について返金できるケースはほとんどないにもかかわらず、過払い金返金の可能性があるかのように思わせることで消費者に電話をかけさせ、新たに抱えている借入金の債務整理を請け負うことを目的としている可能性もある。

【注意喚起】



- 過払い金返金の対象になるかどうか相談したい場合は、折り込み広告や YouTube 広告に記載のある事務所ではなく、居住地の司法書士会や弁護士会に相談しましょう（埼玉司法書士会や埼玉弁護士会など）。
- 過払い金の返金については、本来ならば対面でのやりとりが必要となる。“いくら返金できるのか、お電話ください。数分でわかります”などの表示は要注意。

※) 活動委員会とは

公募による消費者で構成されており、「消費者が誤解するのではないか」「購入を過度に急がせるのではないか」などと思われる表示がある広告を持ち寄り、改善が必要だと判断した場合、消費者目線で「広告表示改善要望活動」を行っています。

消費者契約法第12条に基づく差止関係業務とは別に、一般消費者が適切な商品・サービスの選択を行えるよう広告等の表示について調査・検討を行い、任意の要望などを行っています。

注意喚起

海外事業者とのサブスク契約!? 安易にサイトやアプリに登録しないで

SNS で見つけた占いサイトやフィットネスアプリ。サブスクになっているけど解約方法がわからない! 日本語サイトなのに、実は海外事業者だった!!!



相談事例 ① 占いサイト

スマホの広告から軽い気持ちで占いサイトに登録し、クレジットカード番号や住所などを入力した。登録料は150円ほどだった。その後全く利用していなかったのに、3回分として合計約1万5千円が引き落とされていたことが分かり、サブスク契約であることに気づいた。解約したいがサイトが英文のため内容を理解できない。

相談事例 ② フィットネスアプリ

SNS 広告をみて契約したフィットネスアプリを解約したつもりだったが、サブスク代金として毎月約7,000円がクレジットカードから継続して引き落とされていることに気づいた。問い合わせをしたが、英語で返事があり内容がわからない。

相談事例 ③ 位置情報検索サイト

友人が携帯電話を紛失し、困っていたため、探し方をインターネットで調べたところ、位置情報が検索できるサイトがあった。自分のメールアドレスを登録し、約200円の使用料をクレジットカードで決済した。ところが、サブスク契約になっており、その後2カ月にわたり、毎月約3,000円が引き落とされていることに気づいた。解約方法がわからない。

サブスクとは、サブスクリプションの略。月額料金等の定額を定期的に支払うことにより、一定期間、商品やサービスを利用することができる。

ひとこと助言

- SNS の広告からアクセスしたアプリやサイトは、登録する前に、利用規約等を確認しましょう。
- 安易に登録せず、トライアルの条件やサブスクに関する記載がないかを確認しましょう。期間内に解約しないとサブスクに移行する場合があります。
- サイトやアプリが日本語表示でも、海外事業者が運営しているケースもあります。その場合、問い合わせや解約手続きが英語であったり、解約の方法自体が分かりにくかったりすることもあり注意が必要です。
- クレジットカード等の請求をこまめに確認しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（全国共通消費者ホットライン188（いやや））。海外事業者とのトラブルは国民生活センター越境消費者センターでも相談を受け付けています（詳しくは <https://www.ccj.kokusen.go.jp/> をお読みください）。

（国民生活センターホームページ 2025 年 9 月 25 日公表記事より 一部引用）

国民生活センターの公式SNSに登録すると、最新の情報が届きます!ぜひご活用ください
[公式 SNS について\(このウェブサイトについて\)_国民生活センター](#) (右記二次元コード)



トラブルに遭遇してしまったら、消費生活支援センター市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を!

◆埼玉県消費生活支援センター(彩の国くらしプラザ内) TEL048-261-0999

◆全国共通 消費者ホットライン TEL188(いやや!) (お住まいの市町村相談窓口につながります)

被害回復

信販会社 ライフティ(株)に対する被害回復訴訟の進捗状況

12月26日(金)13時10分より、
さいたま地方裁判所C棟
第105号法廷にて判決が
言い渡される予定です。

当日はどなたでも傍聴可能です。

本訴訟は、脱毛エステ業者(株)ビューティースリーの「全身脱毛無制限コース」を契約し、ライフティ(株)に分割払いクレジットを利用して支払った代金を、ライフティ(株)から消費者に返金することを求める訴訟です。

特定適格消費者団体が行うことができる被害回復って、どんな制度？

事業者の問題のある販売方法で多くの消費者に同じようなトラブルが起きて、金銭的な被害が発生したときに、特定適格消費者団体が消費者に代わり事業者を訴えます。事業者に責任があることが認められ、代金を消費者に対し返還する義務があるとする判決が出た場合、消費者に裁判に参加してもらい、金銭的な被害の回復を図る制度です。

消費者トラブルの被害は、1人当たりの被害が比較的少額で、泣き寝入りしてしまうことが多くあったため、この制度ができました。特定適格消費者団体では、下記の条件を満たすか、返金の可能性等について検討します。

多数性(被害を受けた消費者が数十人以上いること)

共通性(同じ手口で被害を受けていること)

支配性(ひとりひとりの被害が事実かどうか明確に判断できること)



差止請求

訴訟や申入れ活動を行っている事案(2025年11月5日現在)

事業者	概要
Agoda Company Ptd. Ltd. (本社:シンガポール)	(オンライントラベル事業者)【訴訟継続】 「アゴダ®」サービスにおける「アゴダ®利用規約」のうち「一切責任を負わない」とする一部免責条項、当該事業者の賠償責任を制限又は免除する条項等の使用停止、もしくは適切な条項に修正することを求め、2023年12月6日差止請求訴訟を提起しました。第1回期日が9月25日(木)13時15分からさいたま地方裁判所にて行われました。第2回期日は11月28日(金)14時から弁論準備期日で行われます。傍聴はできません。
デジタルデータ ソリューション(株)	(データ復旧事業者)【申入れ】 当該事業者が提供するデジタルデータリカバリーというサービスに関する「一部復旧を含む復旧件数割合 91.5% 2023年10月実績 完全復旧 57.8%」などの表示の使用停止または適切な内容に修正することを求めています。現在、回答の内容について検討を行っています。
(株)和漢	(健康食品販売事業者)【申入れ】 当該事業者が販売する「スルフォラファン&ギャバの恵み」に関するインターネット広告の一部表示の使用停止または適切な内容に修正することを求めています。現在、回答の内容について検討を行っています。

その他、申入れを実施している事業者:JustAnswerLLC(オンライン相談事業者)、
(株)ファーマフーズ(美容製品販売事業者)、ハーブ健康本舗(健康食品販売事業者)

